

岡山県立誕生寺支援学校タブレット端末利用規定

岡山県立誕生寺支援学校

この利用規程において定めるタブレット端末とは、児童生徒及び教職員が個人専用として利用する学習（指導）教材用タブレット端末（以下、本端末という。）のことをいう。

1 児童生徒の利用について

- (1) 本端末を利用するにあたっては、本規定と、岡山県セキュリティーポリシー及び岡山県誕生寺支援学校セキュリティーポリシーを遵守しなければならない。
- (2) 【小学部・中学部児童生徒】
本端末は県（誕生寺支援学校）が所有するものとする。
【高等部生徒】
本端末は就学奨励費の対象として購入されたものを原則とし、保護者の了解を得た上で、校長が認めたものに限り使用を許可する。
- (3) 本端末は学習教材であることを前提とし、使用しないときは、セキュリティ及び、個人情報保護の観点から各部署で定めた保管場所に保管しなければならない。
- (4) 本端末を利用する際は、本校で管理し、児童生徒に配布したアカウントによってのみ使用する。
- (5) 本端末は、学習教材として適正に使用するため、別添1の規定により、スクリーンタイム等の本体設定またはアプリケーションにより、不要なアプリのインストールや、アプリ内課金を不可にする等の措置を取らなければならない。また、管理責任者が動作ログ等を参照し、電子メール等の使用履歴を確認する場合があることを保護者に了解を得る。
- (6) 本端末は、校地内で使用することを原則とする。
- (7) 本端末には機器ごとに、管理番号、購入年月日、使用者氏名、所属、保管場所を記載した証票を貼付しなければならない。（県が購入する県有備品となるものについては備品番号、管理番号、購入年月日、使用者氏名、所属、保管場所を記載した証票を貼付しなければならない。）
- (8) 本端末を利用する時間は、学校の授業時間内とする。
- (9) 本端末は、感染症対策及び災害時等において、校長が許可した場合に限り、校外に持ち出し、家庭等で使用することを可とする。但し、利用にあたっては別添2の利用規定を遵守しなければならない。

2 教職員の利用について

- (1) 本端末は県（誕生寺支援学校）所有の端末であることを原則とする。但し、自宅勤務を命ぜられて行う場合には個人所有の端末の使用も可とする。
- (2) 本端末を利用するにあたっては、岡山県セキュリティーポリシー及び岡山県誕生寺支援学校セキュリティーポリシーを遵守する。
- (3) 本端末の利用内容については、学習指導・生徒指導（健康観察を含む。）に限ることとする。

- (4) 本端末の利用時間は勤務時間内とする。
- (5) 本端末には機器ごとに、備品番号、管理番号、購入年月日、保管場所を記載した証票を貼付しなければならない。
- (6) 本端末を利用する際は、本校で管理し、教職員に配布したアカウントによって使用する。

3 管理について

- (1) 本規定の運用について、管理責任者は校長とする。管理責任者は本端末を適正に運用するため、管理運用者を指定し業務を行わせることができる。
- (2) 本端末（児童生徒用）の管理運用者は担当がこれを行う。なお、業務に必要な情報の提供にあたっては情報視聴覚教育係がこれを行う。
- (3) 本端末を校内ネットワークに接続する場合は、接続に関する以下の項目を申請し管理責任者の許可を得なければならない。

【小学部・中学部児童生徒、教職員】

メーカー名、機種名、シリアル番号、OS名、MACアドレス、備品番号、使用者氏名、取得年月日

【高等部生徒】

メーカー名、機種名、シリアル番号、OS名、MACアドレス、使用者氏名、取得年月日

- (4) 本端末の申請内容に変更が生じた場合、使用者は速やかにこれを届け出なければならない。
- (5) 管理責任者は、本端末のOS、アプリケーション等のアップデートを遅滞なく行わなくてはならない。
- (6) 管理責任者は、本端末を学習教材として使用する上で、必要なアプリケーションをインストールすることができる。管理責任者は、必要があれば情報視聴覚教育係にアプリケーションの選定及び可否を検討させることができる。
- (7) 管理責任者は、次の項目について定期的に本端末を確認せねばならない。
 - イ) 本端末、校内ネットワーク及び利用者に害を与える不正なアプリケーション、若しくはそれに類するものが入っていないか
 - ロ) OS及びアプリケーションの更新状況等、セキュリティ対策が常に最新の状態であるか
 - ハ) 本規定等を遵守した利用状況かどうか
- (8) 使用者は、本端末の利用を適正に行うとともに、使用中の毀損、紛失、盗難等の防止に十分注意しなければならない。
- (9) 本端末の利用によって生じた費用及び損害については、別途協議する。
- (10) 次の項目における事項はこれを禁止する。
 - イ) 学習教材としての目的外の使用
 - ロ) 管理責任者が許諾した Wi-Fi 以外への接続
 - ハ) 児童生徒等、教職員以外による教職員用ネットワークへの接続
 - ニ) 本端末を使用して利用するシステムの ID、パスワードの漏洩
 - ホ) 個人的なアカウント、メールサービス、クラウドサービス等、及びソーシャルネットワークサービス (SNS) の利用
 - ヘ) 学習上不必要な個人情報を入力、クレジット情報やプリペイドカード等による不要な入金

- ト) 利用が許可されていないファイルへのアクセス
 - チ) 管理責任者以外によるハードウェア、ソフトウェアの設定変更、及び端末クラッキング等による、機能制限解除
 - リ) 管理責任者の許可を受けていないアプリケーションのインストール
 - ヌ) 学習上必要のないサイトの閲覧
 - ル) アプリ内課金等、課金行為
 - ヲ) その他、情報セキュリティに脅威を及ぼす行為並びにそれを疑われる行為
- (11) 本端末を利用するものは、次の項目に掲げる障害・セキュリティ事故が発生したときは、直ちに管理責任者へ報告しなければならない。
- イ) 端末を毀損、紛失したとき、又は盗難にあったとき
 - ロ) ID、パスワードが第三者に漏洩したとき、又はそのおそれのあるとき
 - ハ) 本端末が正常に作動しなくなったとき
 - ニ) データの改ざん・抹消、不正使用、不正アクセス、ウイルスの侵入等、またはそれらのおそれのあるとき
- (12) 不当な端末障害・セキュリティ事故の報告を受けた管理責任者は、速やかに教育委員会へ報告し、その助言をもとに対策を行わなければならない。
- (13) 管理責任者は、3(10)に規定する禁止行為並びに学習活動に不必要な行為を行った使用者に対し、指導・支援を行わなければならない。その指導・支援に使用者が従わないときは、本端末の利用を制限することができる。
- (14) 本端末の利用に関して本規定に定めのない事項については、岡山県セキュリティ対策基準、並びに県の指導指示に従い、必要な場合は管理責任者及び情報視聴覚教育係による協議の上、対処するものとする。

附則

この規定は令和2年6月24日から施行する。